

第7章 史跡松本城の保存の方向性と方法

1 方向性

- (1) 史跡地全体の保存の方法を定めるとともに、各構成要素・各地区毎の保存の方針及び方法を定め、これに基づいた保存のための取組みを進めます。
- (2) 史跡の現状変更等の取扱基準を定め、その厳密な運用を図り、史跡の本質的な価値の保存を図ります。

2 方法

(1) 基本的な保存の方法

ア 日常的な維持管理

現在行っている日常的な維持管理を継続し、顕在遺構の保存、史跡及び公園としての良好な環境、景観の維持に努めます。

イ き損箇所等の把握

日常的な維持管理に加え、定期的に史跡内のき損及びそのおそれのある箇所の把握を行い、修理、き損の未然防止及び拡大を防ぎます。

ウ 計画的な修理の実施

石垣等、経年劣化により修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を行います。修理に当たっては、史跡の本質的な価値を損なわないよう、事前に発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限のものとし、可能な限り江戸時代のままの遺構を保存するよう留意します。

(2) 構成要素の保存の方法

ア 本質的な価値を構成する要素

○地形・縄張り

- ・史跡指定地のうち、南・西外堀地区以外は公園として地形・縄張りが保たれていることから、現状の維持による保存を基本方針とします。
- ・史跡境界標が未設置であり、指定範囲を現地で確認できないことから、早期に設置します。
- ・堀の埋立てなど、江戸時代の地形・縄張りが近代に改変されている箇所については、発掘調査等により本来の形状等を確認し、復元等による顕在化を検討します。

○石垣

- ・城郭を構成する主要な顕在遺構であることから、現存する石垣の現状把握を行い、厳密な保存を図ることを基本方針とします。
- ・石垣面や石垣上面等の除草、新たに自生する樹木の除去等の日常的な維持管理を行うとともに、石垣変状箇所の経過観察を継続して行い、変状の進行の有無を確認します。
- ・未着手である石垣の現状記録、破損状況等の詳細調査（石垣カルテの作成）を行います。
- ・現在実施している石垣現況調査結果に基づく危険度の高い石垣を継続して計画的に行います。修理の際は、発掘調査等により現状石垣の記録を詳細にとどめながら実施します。また、史跡の本質的な価値の保存の観点から、解体を伴わない修理等の方法を検討します。
- ・危険度は低いものの、石垣の変状が見られる箇所については、変状の進行を抑え、解体修理を必要とする状況とならないよう、間詰石の補充等の現状維持のための措置を講じます。
- ・修理の際は、地元石工の参画を図るとともに、その協力を得て補足石材の確保を図ります。

○土坡・土塁（顕在遺構）

- ・城郭を構成する主要な顕在遺構であることから、厳密な保存を図ることを基本方針とします。
- ・草刈り等の日常的な維持管理を行うとともに、表土の流出や堀際部分の洗掘が生じないように、表面の芝張等の補修等を行います。

○堀

- ・城郭を構成する主要な顕在遺構であるとともに、史跡・公園の良好な景観・環境を構成していることから、適切な水質・水量の維持、堀底や杭列等の堀遺構の保存を図ります。また、内堀、外堀及び総堀は、堆積物が大量に蓄積し、堀の水深が浅くなったり、悪臭の発生等の周辺環境や景観の悪影響が生じ

ているため、堆積物の除去を行い、歴史的な景観と環境の維持向上を図ります。

○歴史的建造物

- ・国宝松本城天守は、「国宝松本城保存活用計画」に基づき厳密な保存の措置を講ずるとともに、周辺樹木の剪定等の周辺環境を良好に保つための維持管理を行います。
- ・二の丸御金蔵は、江戸時代の建造物であり、天守と共に現存する重要な歴史的建造物であることから、現状を保存することを基本とし、定期的なき損の有無の確認等の日常的な維持管理を徹底します。また、文化財指定による法的な保護措置や価値の明確化及びその周知について検討します。

○地下遺構・遺物

- ・本丸・二の丸とも、かつて城郭を構成していた御殿・蔵等の建造物、土塁、櫓台等の地下遺構が残存していると考えられるため、現状を厳密に保存することを基本とします。
- ・これまでに実施した発掘調査成果から、現地表から遺構面までの深度は、本丸が15センチメートル、二の丸が30～50センチメートル程度であると推測されます。遺構面までの保護層が薄いため、掘削を伴う行為は必要最小限とし、現状変更等の取扱方針に基づき、地下遺構の保存を図ります。
- ・学術調査、史跡整備に先立つ発掘調査については、明確な目的の下、史跡松本城整備研究会、長野県教育委員会、文化庁等の指導を得ながら適切な範囲で実施します。
- ・本丸・二の丸とも、江戸期の遺構の上層に旧制松本中学校の遺構が残存していることが想定されます。江戸期の遺構の発掘調査・整備のため旧制松本中学校の遺構が失われる場合は記録保存を図ります。
- ・江戸期の遺構の下層には、松本城築城以前の深志城等の遺構が残存している可能性があります。その発掘調査を実施する場合は、江戸期の遺構に影響を及ぼさない範囲とすることを原則とします。

イ 史跡の復元・表示施設

○復元・復興建造物

- ・歴史的建造物に準じて保存を図ることとし、外壁、屋根等のき損の有無を定期的に確認します。黒門一の門については、屋根瓦の葺替等の修理が必要となっているため、早急に実施します。また、耐震対策についても実施に向けて検討します。

○遺構の平面表示施設

- ・カラー舗装等の整備箇所の劣化やき損の有無を定期的に確認し、現状の維持を図ります。

ウ その他の諸要素

○管理施設

- ・管理事務所をはじめ、管理施設の大半は本丸内に所在しており、今後の建物の老朽化等に合わせて更新の必要性を検討します。管理事務所については、整備計画では本丸から移転することとされており、日常的な維持管理・公開や安全管理面の必要性を踏まえて検討します。

○工作物、園路・管理用通路、防災・電気・上下水道等設備

- ・史跡の日常的な維持管理、公開活用に必要な設備であるため、日常的な維持管理により現状を維持します。改修、新設等に当たっては、現状変更等の取扱基準により、必要最小限のものとします。

○樹木等

- ・樹勢の維持、安全管理及び良好な景観・環境形成等の観点から、剪定、枝払いや危険枝・枯損枝・枯損木の除去等の日常的な維持管理を適切に行い、既存樹木の更新を除く新規の植樹は、史跡整備等に関わるものを除き原則として行わないことを基本方針とします。
- ・樹木のうち、顕在遺構・地下遺構に悪影響を与えているもの、史跡整備事業（石垣修理含む）の実施にあたり整備範囲内に位置するもの、景観阻害要因となっているもの、高木化し落枝等の危険性のあるもの、外来種のため城郭内の樹木としてそぐわしくないもの等、史跡保存、良好な景観形成、来場者の安全確保等の観点から改善を要するものの取扱いや今後の公園樹木の在り方について、史跡・都市公園のより質の高い緑を形成するための基本方針を定めます。その際は、樹木の現状、生育の経過、具体的な遺構への影響等を踏まえ、一定の量と質の緑の保全、良好な環境・景観形成、史跡の保存及び江戸時代の樹木景観等を踏まえて検討します。
- ・北外堀・総堀沿いのサクラをはじめ、樹勢の衰えている樹木について、樹木医による診断等の樹勢回復の措置を講ずる必要があります。

- ・ 史跡整備等に伴う新規の植樹、既存樹木の更新に当たっては、史跡の保存、景観への影響、安全管理等の観点から適切な樹種を選定するとともに、必要に応じて防根シートの活用等、地下遺構に影響を及ぼさない措置を講ずることとします。
- ・ 史跡指定地内への記念植樹の受け入れは原則として行わないこととします。

○石碑・石造物

- ・ これまでの史跡整備事業により、松本城や近代の土地利用等と直接関係のない石碑等については、史跡外への移転が行われてきました。今後は、史跡松本城と直接関係のない石碑や石造物の新たな設置や受け入れは原則として行わないこととします。

○近代以降の地形造成、土木構造物

- ・ 整備計画において、江戸時代の姿に復元することが位置付けられているものを除き、当面は現状を維持することを基本とします。近代以降付加された石垣については、小規模な破損が見られるため、計画的に修理を行います。史跡整備の際の取扱いについては、旧制松本中学校に関わるものについては、上記アのとおりとし、戦後に行われたものについては撤去し、旧状に復することを原則とします。

○公共施設等

- ・ 松本市立博物館の二の丸から三の丸への移転に計画的に取り組みます。
- ・ 東総堀に架けられている深志橋（市道1530号線）については現状を維持し、更新の際は現状の規模を超えないことを原則とします。

○住宅・店舗等

- ・ 南・西外堀地区の住宅・店舗等は、権利関係者の理解と協力を得て、公有地化を図る際に除却します。
- ・ 東総堀の住宅・店舗等の改築に当たっては、現状変更等取扱基準により、所有者の理解と協力を得て、史跡への影響が最小限となるようにします。

(3) 各地区の保存の方法

ア 本丸地区

- ・ 天守及び本丸御殿の置かれた松本城の最も枢要な地区であることから、顕在遺構、地下遺構とも厳密な保存管理を行います。
- ・ 地下遺構までの保護層が15センチメートル程度と非常に薄いため、日常的な公開活用や維持管理に当たり、地下遺構への影響に十分留意します。
- ・ 本丸内周の土坡・石垣は、近代以降の改変の内容がわかっていないため、発掘調査等の調査研究により明らかにします。
- ・ 本丸内には、松本城管理事務所、券売所をはじめとした史跡及び天守の保存管理・公開活用のための建築物が集中しています。これらについては当面現状を維持し、整備計画見直しの際に、施設の老朽化の際の更新の是非や今後の在り方について、史跡保存、景観保全及び災害時を含めた安全管理・危機管理の観点から十分に検討を行います。

イ 二の丸地区

- ・ 二の丸には、二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は藩の政庁及び藩主私邸となった場所であり、櫓、八千俵蔵、焰硝蔵等の藩の施設が置かれ、本丸と同様、松本城の枢要な地区であることから、顕在遺構、地下遺構とも厳密な保存管理を行います。

ウ 内堀・外堀地区及び東総堀地区

- ・ 松本城の城郭構成上重要な要素であり、水堀としての姿を留めていることで、往時の姿を今に伝える重要な役割を果たしていることから、現状の保存を基本とします。
- ・ 清掃・水質管理・水量確保等の日常的維持管理を適切に実施し、水堀としての良好な環境を維持します。
- ・ 堀が多量の堆積物で埋まりつつあり、その除去（しゅんせつ）を行い、堀の景観、水質の維持向上を図ります。その際は、堀底・杭列等の堀遺構に影響を及ぼすことがない工法によることを前提とします。

エ 西総堀土塁跡地区

- ・ 西総堀土塁跡地区は、史跡整備を行い、遺構の保存が図られていることから、現状の維持を基本とし、日常的な維持管理や整備箇所の修繕等を適切に実施します。

オ 南・西外堀地区

- ・ 史跡追加指定、公有化を進め、埋め立てられた堀遺構の保存を図った上で、発掘調査等学術的な成果に基づいた堀の復元を行います。
- ・ 公有化の際の既存建物等の除却に当たっては、実施時に松本市教育委員会職員が立ち会う等、地下遺構への影響がないよう留意します。
- ・ 堀復元後は、内堀・外堀地区及び東総堀地区と同様の取扱いとします。

3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針並びに取扱基準

(1) 制度の概要

文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、史跡内で現状を変更する行為または史跡の保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）は、原則として文化庁長官の許可が必要です。「現状を変更する行為」とは、掘削を伴う工事、堀の埋立てなど、史跡に物理的、作為的変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」とは、重量物を積載した車両の度重なる通行など、物理的には史跡の現状を変更しないものの、将来にわたり史跡の保存に支障をきたす行為を指します。これら現状変更等により、史跡の価値を損なうことがないように、法において上記の規定が設けられ、史跡の保存が図られています。

現状変更等については、原則として文化庁長官の許可が必要ですが、法125条1項ただし書きに許可が不要である事項が示されています。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち重大ものを除くものについては都道府県・市の教育委員会に権限が委譲され、その範囲が文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項第1号に示されています。更に、この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下、「事務処理基準」という。）が定められています。これまでの史跡松本城での現状変更申請事例を、表25に示しました。

また、現状変更等の許可とは別に、第2章に述べた都市計画法等の関係法令の規定による許可等が必要な場合があります。なお、国宝松本城天守については、「国宝松本城天守保存活用計画」の規定によります。

(2) 法令上定められている基準

ア 現状変更等を許可できない場合

事務処理基準により、史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合、史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合、史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合は現状変更等の許可ができないこととされています。

イ 現状変更等の許可が不要な行為

法第125条第1項ただし書きにより、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微な場合については、現状変更等の許可を不要とされています。

維持の措置の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（以下、「現状変更等の許可申請等に関する規則」という。）第4条に定められています。

ただし、き損が生じた際には法第33条によるき損届、き損箇所への復旧を行う場合は文化財保護法第127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要があります。

(3) 史跡松本城における現状変更等の取扱いの基本方針

史跡の本質的価値を構成する要素に影響を与える行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に悪影響を及ぼす行為は原則として認めないことを前提とし、現状変更等の取扱いの基本方針を下記のとおりとします。

- ア 史跡の保存整備を始め、利用者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準を定めます。
- イ 現状変更等を行う場合は、周囲の景観や公園利用者・見学者への影響に配慮することとします。
- ウ 史跡の保存管理・活用・整備・景観の保全に必要なもの、公益上必要なもの、私有地にあつては所有者の生活上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについて、必要に応じて遺構面の保護や遺構状況の確認のための試掘・発掘調査や松本市教育委員会職員による工事立ち合い等を条件に付して認めることとします。
- エ 史跡の保存のための修理、活用のための復元整備、史跡・公園の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断します。

オ 史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地と同様の保護措置（発掘調査、工事立合い等）を実施し、重要な遺構が確認された場合は現状保存等の措置も検討します。

(4) 現状変更等の取扱基準

史跡松本城において今後想定される事例について、現状変更等の取扱基準等を以下のように定めます（表23）。なお、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為をいいます。

ア 現状変更等を認める行為

(7) 発掘調査等学術目的に実施する調査行為

調査の目的が史跡松本城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは認めます。

(4) 史跡の修理、復元整備

発掘調査・文献調査等により史実を確認し、その内容について史跡松本城整備研究会等で十分に検討したものについては認めます。また、修理は必要最小限の範囲とします。

(5) 地形の改変

復元整備、遺構の保護、堀の堆積物除去等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋立て等の地形の改変は認めないことを原則とします。

(6) 建築物の新築、改築、移転、除却

史跡の保存管理・活用・整備、防災等公益上の目的のため必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとします。

なお、建築物の新築、増築、改築、移転は建築基準法第2条13号に以下のように定められています。

- ・新築 新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築
- ・増築 既存の建築物の床面積を増加させることをいい、既存の建築と同一敷地内であること、既存の建築と用途が不可分であることのいずれにも該当するもの
- ・改築 建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ること
- ・移転 同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すこと

(7) 工作物の新設、改修、修繕、除却

史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認めることとします。

(8) 地下埋設物の設置・改修

改修は、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のもののみ許可します。新設は、史跡及び公園としての保存管理・整備及び公益上必要なものについて、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認めることとします。

(9) 木竹の植栽、伐採、抜根

新たな植栽は、史跡の保存・整備上必要な法面保護、修景、立入り防止等のためのものについては、地下遺構の保存を図った上で、認めることとします。既存樹木の枯損等に伴う更新、史跡整備に伴う既存樹木の移植については、地下遺構の状況に応じて判断します。

抜根については、地下遺構への影響を考慮し、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ許可することとします。史跡の修理、整備に伴う抜根についてはその必要性と、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認めます。

イ 松本市教育委員会が許可等を行う行為

法第184条第1項第2号及び施行令第5条第4項第1号により、松本市教育委員会に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は下記(7)から(9)のとおりです。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として、文化庁長官の許可が必要となります。

(7) 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築

「小規模建築物」とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいいます。

(4) 工作物（建築物を除く）の設置・改修（土地の形状の変更を伴わないもの。改修は、その工作物の設置

の日から50年を経過していないもの)

(ウ) 道路の舗装・修繕(土地の形状の変更を伴わないもの)

(エ) 法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設(史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵)の設置又は改修

(オ) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修

(カ) 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していないもの)

(キ) 木竹の伐採

(ク) 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

ウ 現状変更等許可が不要な行為の具体例な事例

法第125条第1項ただし書き及び「現状変更等の許可申請に関する規則」第4条に規定される現状変更等許可が不要な行為とその具体的な事例は以下のとおりです。

(7) 維持の措置

○史跡のき損、衰亡時の現状復旧

石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為、土坡の一部が流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等

○史跡のき損、衰亡の拡大防止のための応急措置

石垣・土坡等の崩落やそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等

○史跡の一部のき損、衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去

人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、本規定は原則として適用しないこととします。

(イ) 非常災害のために必要な応急措置を取る場合

地震、台風、火災等の非常災害の際の、石垣、建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等安全確保のため必要な工作物の設置、被災した市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等

(ウ) 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

指定地内の清掃等日常的な維持管理行為、植栽樹木の維持管理(剪定、倒木の除去(抜根を伴わないもの)、危険枝の除去)、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建築物・工作物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板の設置等

(5) 地区毎の現状変更等の取扱方針及び取扱基準

各地区毎の特性を踏まえた現状変更等の取扱方針及び取扱基準を以下のとおりとします(表24)。ただし、(4)アの(7)・(イ)・(ウ)については、全地区の取扱いとします。

ア 本丸地区

史跡松本城の枢要な地区であり、地下遺構の保護層が薄いことから、土地の掘削を伴う現状変更等については、最小限のものとすることを基本方針とします。

既存施設(建築物・工作物)の改修・更新以外の新たな施設の設置は認めないこと、改修・更新の際は、現状の規模を超えないことを原則とします。

地形の改変については、史跡整備に伴うもの及び遺構保護のための盛土を除き認めないこととします。

イ 二の丸地区

本丸同様、御殿をはじめとした藩の重要施設が置かれた史跡松本城の枢要な地区であることから、土地の掘削を伴う現状変更等については最小限のものを基本方針とします。

地形の改変については、史跡整備に伴うもの及び遺構保護のための盛土を除き認めないこととします。

建築物については、既存施設の改修・更新以外の新築は認めないこと、改修・更新の際は、現状の規模を超えないことを原則とします。ただし、本丸の保存整備のため、本丸内の既存施設の二の丸への移転や二の丸の保存整備のため、二の丸内の既存施設の移転が必要となった場合は、地下遺構及び景観への影響を踏まえて判断します。

ウ 内堀・外堀地区

水堀であり、遺構の保存・管理、整備・活用に関する行為以外は想定されないことから、それ以外の新た

表 2 3 現状変更等の取扱基準

区分	項目	施行令・現状変更等の許可申請に関する規則・事務処理基準による規定
文化庁長官	発掘調査等学術目的に実施する行為	以下については現状変更等を許可することができない。 ①史跡の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画」（本計画）に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合 ②史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合 ③史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
	史跡の修理、復元整備	
	地形の改変	
	建築物の新築、改築、移転、除却	
	工作物の新設、改修、除却	
	地下埋設物の設置・改修	
	木竹の植栽、抜根	
松本市教育委員会	小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築 （小規模建築物：階数が二以下で地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡を超えないもの）	以下は文化庁長官の許可が必要 ・新築は設置期間の更新があらかじめ予想される場合 ・増改築部分の設置期間が本体である建築物の新築から2年を超える場合 ・新築等に伴う土地の形状の変更が必要最小限度のやむをえない規模を超える場合
	工作物（建築物を除く）の設置・改修 ・改修は、設置の日から50年を経過していないものに限る ・土地の形状の変更を伴わないものに限る	工作物には次のものを含む ①小規模建築物に付属する門、生垣、塀 ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール ③小規模な観測・測定機器 ④木道
	道路の舗装・修繕 ・土地の形状の変更を伴わないものに限る	・道路の舗装とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう ・修繕は、既設の舗装・未舗装の道路の破損、劣化等に対する部分的な補修その他これに類する工事をいう ・道路についての「土地の形状の変更」には、幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む
	法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設 ・土地の形状の変更が必要最小限度のやむをえない規模を超える場合は含まない ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の基準に合致しないものは設置・改修を許可することができない
	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修	・側溝、街渠、集水桝、電線共同溝を含む ・設置・改修に伴う土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合は含まない
	建築物等の除却 ・建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る	土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模を超えるものは含まない
	木竹の伐採	樹木の幹を切ること及び枝を切断して除去すること（抜根を伴わないもの）
	史跡の保存のため必要な試験材料の採取	史跡の保存を目的として史跡の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取（学術研究等、史跡の保存を目的としないものは含まれない）
許可不要	維持の措置 現状復旧	史跡がき損、衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく史跡を現状に復旧するとき
	維持の措置 き損・滅失の拡大防止のための応急措置	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をすとき
	維持の措置 き損・衰亡・復旧不可能による除去	史跡一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
	非常災害のために必要な応急措置	
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	

今後予想される具体例	許可基準
遺構の有無、深度、内容についての試掘・発掘調査、学術目的の試験材料の採取	調査の目的が史跡松本城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは認める
石垣等き損箇所の修理、史跡整備	発掘調査・文献調査等により史実を確認し、事業内容を史跡松本城整備研究会等で十分に検討したものについては認める。修理は必要最小限の範囲とする。
復元整備による地形改変、遺構保護のための大規模な盛土、堀の浚渫	復元整備、遺構の保護、堀の浚渫等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする
既存建築物の改築、除却（建築後50年を超えるもの）	史跡の保存管理・活用・整備、防災等公益上の目的のため必要であり、史跡及び景観に与える影響が最小限のものについて認める
土地の形状の変更を伴う工作物の設置・改修、除却	史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについては認める
地下埋設管の設置・改修	史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、公益上必要なものについて、地下遺構に与える影響が必要最小限のものは許可する。新設は、必要に応じて事前に発掘調査、史料調査を行い、史跡に与える影響が最小限の箇所を可能な限り選定した上で認める
史跡整備に伴う法面保護、修景、立入り防止等のための植樹、既存木の更新、史跡整備に伴う移植、伐採樹木の抜根	新たな植栽は、史跡の保存・整備に必要なものは、地下遺構の保存を図った上で認める。既存樹木の更新、移植は、地下遺構の状況に応じて判断する。抜根は、史跡の修理、整備に伴うものを除き、原則として遺構面より上の部分の範囲のみ許可する。史跡の修理、整備に伴う抜根はその必要性和、残置した場合と抜根した場合の双方の影響について検討した上で、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認める。
プレハブ、ユニットハウス等の設置	
仮設舞台・テント・仮設トイレ・照明・柵・車止め・史跡解説板・案内板の設置	
東総堀上面の市道（深志橋）、史跡内園路の舗装・修繕	
既設置の標識・囲いの改修、説明板・境界標の設置	史跡の保存管理、活用、整備、景観の保全に必要なもの、公益上必要なもの（私有地にあつては、所有者の生活上必要なもの）を目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限であるものについて、必要に応じて松本市教育委員会職員による工事立ち合い等を条件に付して許可する。
上下水道管、地下配電管、暗渠排水等の改修	
建築物、工作物の除却	
松本城公園内、民有地内樹木の伐採	
堀堆積物のサンプル採取、地盤調査のための土壌採取（ボーリング調査を含む）	
部分的に外れた石垣の築石を元の位置に戻す行為、土坡の一部が流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等	
石垣・土坡等の崩落若しくはそのおそれがある際に土のう等により周囲を押え、き損の拡大を防止する行為等	
	人命に危害が及ぶ危険性のある場合や公益上必要性のある場合を除き、き損等箇所の復旧を可能な限り図ることが必要であるため、原則として適用しない
石垣、建造物等の被害箇所の応急措置・拡大防止措置、立入禁止柵等工作物の設置、被災市民・観光客の避難・安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な設置等	
清掃等日常的な維持管理、樹木剪定、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、既存建物の小規模修繕、イベント時等の仮設看板設置（土地の形状の変更を伴わないもの）	

な公園施設等の設置は認めないこととします。堀を良好な状態に保つための堆積物除去、石垣修理等保存整備時の工事前仮設道等設置（修理期間中の大型土のうの設置、一時的な埋立）、近代以降の改変箇所の復元に伴う形状の変更については、堀遺構に影響を与えないことを条件に認めます。

エ 東総堀地区

水堀部分に関しては、遺構の保存・管理、整備・活用に関する行為以外は想定されないことから、それ以外の新たな施設等の設置は認めないこととします。堀を良好な状態に保つための堆積物除去、石垣修理等保存整備時の工事前仮設道等設置（修理期間中の大型土のうの設置、一時的な埋立）、近代以降の改変箇所の復元に伴う土地の形状の変更については、堀遺構に影響を与えないことを条件に認めます。

西側石垣・擁壁上部分、外周土坡部分への土地の形状の変更を伴う建築物・工作物の新規の設置、新規の植栽は原則として認めないこととしますが、私有地にあつては所有者の生活上の必要性等を踏まえて判断するものとします。また、北西側埋立部分への新たな建築物・工作物の設置は、史跡・公園の保存管理、整備活用に関するものを除き原則として認めないこととします。

オ 西総堀地区

地区全体を史跡整備済みであり、地形の改変、建築物の新設、掘削を伴う工作物の設置、新規植栽等、土地の形状の変更を伴う行為は原則として認めないこととします。

カ 南・西外堀地区

堀の復元整備事業に伴う既存建築物・工作物・植栽等の除却、発掘調査、史跡整備及びそれに伴う工作物の設置・植栽等の行為以外の土地の形状の変更を伴う行為については認めないことを原則とします。堀復元後は、内堀・外堀地区と同様の取扱いとします。

4 史跡松本城の周辺環境を構成する諸要素の保存の方法

松本城及び城下町に残されている江戸時代の町割りや地下遺構・遺物として残されている屋敷跡等の埋蔵文化財については、可能な限り現状の保全を図るとともに、開発行為により失われる場合は、事前に発掘調査・試掘調査・工事立ち合い等を実施し、記録保存の措置を講じます。発掘調査により重要な遺構が確認された場合は、現状保存等の保護措置について検討します。三の丸内は、史跡指定範囲に隣接しており、藩の施設や武家屋敷の他、総堀やその土塁といった遺構の他、深志城やそれに関連した遺構が残存していることが想定され、いずれも重要な遺構です。このため、調査に当たっては史跡指定地に準じた慎重な発掘調査を実施する必要があります。

5 史跡追加指定の方針

史跡指定地外にあり、松本城の本質的価値を構成する要素である総堀土塁、総堀水切り土手等の顕在遺構については調査研究を進めるとともに、史跡追加指定を視野に入れた保護措置を講じます。また、保存を前提とした発掘調査を実施した大手門枡形については、三の丸のまちづくりに重要な場所であることから、史跡追加指定を視野に保存、活用等について、都市政策部局、市民等と検討を進めます。

西外堀のうち、現在の指定範囲の西側（市道1057号線部分、北西外堀西側部分）は、現道の付け替え等の条件整備が必要となるため、関係権利者の理解と協力を得ながら、史跡追加指定に向けた取組みを進めます。

また、今後の発掘調査や文献史料の調査により、松本城の本質的価値を構成する要素であることが学術的に確認されたものについては、史跡指定による保護を図ることを検討します。

6 史跡公有化の方針

史跡指定範囲のうち、民有地は東総堀西側と南・西外堀に所在しています。南・西外堀については、現在公有化に取り組んでおり、引き続き所有者の理解を得ながら、公有化を進めます。東総堀西側の民有地や上記5に示した今後追加指定を図る範囲については、史跡の整備や管理上の必要性や、地権者の財産権の保護の観点から、必要に応じ地権者の理解を得ながら公有化を図ります。

表 2 4 地区毎の現状変更等の取扱基準

項目	本丸地区	二の丸地区	東総堀地区	内堀・外堀地区	西総堀土塁跡地区	南・西外堀地区
発掘調査等学術目的に実施する行為	調査の目的が史跡松本城の保存、活用を図る上で必要若しくは寄与するものであること、調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものは許可する。					
史跡の修理、復元整備	発掘調査・文献調査等により史実を確認し、事業内容を史跡松本城整備研究会等で十分に検討したものであるについては許可する。修理は必要最小限の範囲とする					
地形の改変	史跡整備に伴うもの、遺構保護のための盛土以外は認めない	堆積物除去は認めない	堆積物除去、近代埋立部分の復元は認める	原則として認めない	原則として認めない	復元整備以外は認めない
建築物の新築、改築、移転、除却	新築は原則として認めない	新築は本丸既存施設の移転は認める	新築は原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	新築、改築は認めない
工作物・地下埋設物の新設、改修、除却	史跡の保存管理、史跡及び公園としての保存管理・活用・整備、防災等公益上必要なものを目的とし、史跡の遺構及び景観に与える影響が最小限のものについて認める					
木竹の植栽、伐採、抜根	新規植栽は整備に伴うもの以外は認めない。更新・伐採・抜根は地下遺構等の状況により判断する。			—	既存植栽の更新は認める	公有化に伴う伐採・抜根、整備に伴う新規植栽は認める

表 2 5 史跡松本城現状変更一覧（文化庁提出案件）

No.	申請日	場 所	行 為 名 称	内 容	備 考
1	S25.7.25	本丸	仮設物設置	天守修理用工作場等仮設物設置	
2	S26.7.28	本丸	仮設物設置	天守修理用素屋根・製材所等設置	
3	S29.7.30	本丸裏門西石垣	樹木伐採	土塁上のケヤキ伐採（豪雨による石垣崩壊あり）	
4	S30.3.1	二の丸御殿跡南・太鼓門	仮設物設置	仮設物：倉庫・職工休憩所	
5	S30.3.1	本丸黒門・北裏門	木冊設置	木冊設置	
6	S30.6.28	本丸	公園整備・施設設置	公衆便所三棟、休憩所一棟建設、苑路設定、広場芝植付、橋梁建設	管理事務所
7	S31.6.28	本丸	管理事務所増築	管理事務所増築	
8	S34.3.10	二の丸南隅櫓付近	テレビ受信台設置	屋外テレビ設置	
9	S34.4.20	二の丸博物館	博物館内に郵便局分室設置	博物館の一部に郵便局分室設置	
10	S34.5.14	本丸黒門内側	レリーフ設置	市川量造・小林有也レリーフ設置	
11	S34.5.14	本丸黒門	黒門建設	黒門の復元	多間櫓・土塀の復元については慎重を期している
12	S36.1.18	二の丸 博物館	博物館収蔵庫設置	博物館収蔵庫	現収蔵庫
13	S36.12.6	二の丸 博物館	博物館内に電話局施設設置	博物館の一部に電話局自動改式工事関係事務所、施設の設置	期間順守の勧告あり
14	S37.4.14	二の丸 博物館	新しい生活と建築展	博物館展示「新しい生活と建築展」	
15	S38.4.3	北外堀	内濠浚渫	浚渫	書類は内堀
16	S38.4.3	内堀 埋橋	埋橋改修	埋橋の改修	
17	S39.2.1	内堀	堀石垣改修工事	石垣改修	添付図なし、詳細場所不明
18	S39.2.28	北外堀	堀浚渫	浚渫	書類は内堀
19	S39.3.10	二の丸太鼓門	太鼓門口通路一部舗装	太鼓門口一部舗装工事	
20	S40.2.10	北外堀	汚物処理施設設置	水路新設	
21	S40.6.21	二の丸北西外堀際	土蔵2棟撤去	土蔵2棟撤去	
22	S40.7.17	二の丸太鼓門土橋	安全柵設置	安全柵設置	
23	S40.8.7	二の丸太鼓門	太鼓門入口の防護柵設置	太鼓門通路に安全用防護柵設置不可	
24	S40.8.23	本丸 本丸御殿跡近接	天守照明灯設置	天守照明灯設置	
25	S40.9.29	三の丸 外堀沿い	柵設置	児童遊園東ガードフェンス設置	
26	S41.4.30	二の丸 太鼓門枡形	石碑移転	枡形内の石碑2基（斉藤先生頌徳碑・蚕業革新記念碑）の移転	深志高校・蚕糸公園へそれぞれ移設
27	S41.5.30	北西外堀北際	内堀汚物処理施設設置	水路設置	書類は内堀
28	S41.8.18	二の丸御殿跡南	公衆便所新築		
29	S41.9.8	二の丸	石碑設置	旧制松本中学校跡碑の設置	
30	S41.11.17	二の丸御殿跡南	水銀燈移転	水銀燈を博物館前から移設	
31	S42.8.12	二の丸	電灯・電話線埋設	電線の地中化実施	
32	S42.9.19	二の丸 外縁	石積・柵設置	二の丸外縁に鉄柵設置	
33	S42.10.5	二の丸太鼓門	仮設便所設置	二の丸御殿跡南側に便所を設置	太鼓門北石垣近接につき不可

No.	申請日	場 所	行 為 名 称	内 容	備 考
34	S42.11.22	二の丸御殿南側	便所仮設	二の丸御殿跡南側に便所を設置	S42.10.5の再提出
35	S43.2.2	二の丸御殿跡南側	水呑場設置	二の丸御殿南側に水飲み場設置	
36	S43.2.12	北外堀北側	横断歩道橋架設	外堀沿いの市道横断のための歩道橋設置	
37	S43.2.29	内堀 東側	内堀東側浚渫	内堀東側の浚渫	一部外堀北側も含む
38	S43.5.23	二の丸博物館周囲	樹木植栽	博物館周囲に植栽	
39	S43.7.8	二の丸北西隅	便所増築	埋橋売店へ便所を増築	
40	S43.7.23	二の丸	水銀灯設置	二の丸内3か所に水銀灯設置	
41	S43.9.30	二の丸御殿跡	長野地方裁判所松本支部等合同庁舎増改築	長野地方裁判所松本支部等合同庁舎増改築 不可	裁判所提出
42	S43.10.15	二の丸太鼓門	旧太鼓門跡石積復元工事	太鼓門南石垣石積み	太鼓門南石垣
43	S43.12.2	二の丸御殿跡	長野地方裁判所松本支部等合同庁舎増改築	裁判所庁舎の原位置での建て替え 不可	市としても認められない旨の意見書提出
44	S44.3.14	北外堀	内堀浚渫	北外堀の浚渫	書類は内堀
45	S44.6.11	二の丸若宮八幡社跡地	若宮八幡跡石積工事	周囲に石積み設置	該当部分発掘調査実施
46	S44.7.29	二の丸太鼓門	太鼓門発掘調査	太鼓門門台南石垣根石確認調査	太鼓門南石垣
47	S44.11.25	二の丸太鼓門	太鼓門北側石垣復元	門台北石垣の復元	太鼓門北側石垣復元
48	S46.9.30	本丸北裏門	北門道路石積工事	北門土橋石垣積み替え	
49	S47.1.17	本丸黒門枳形	観覧券売場改築	観覧券売場改築	
50	S49.2.25	東総堀西面	堀の石積復旧	崩落した石積みの復旧	
51	S49.5.15	二の丸博物館周囲	植樹	博物館周囲への植樹	
52	S49.7.1	内堀～外堀間	水堀浄化に伴う配水管埋設	内堀～外堀間の水路埋設	
53	S49.10.1	本丸・二の丸 園路	園路整備等	園路の不陸補正等整備	
54	S49.11.30	東総堀北側西面	惣堀の石垣積替え	東総堀北側西面の石垣積替え	
55	S50.12.24	二の丸博物館横	電柱改設	博物館横の電柱移設	中電申請
56	S55.2.16	外堀北西部	水路改修	北外堀北西縁にある、袋町からの水路を改修	
57	S55.3.11	外堀北西外堀	捨濠整備	北西外堀の浚渫・整備	北西外堀のこと
58	S55.8.29	本丸	水道管改修	水道管敷設	老朽化により付替え
59	S55.9.8	本丸	便所改築	本丸内便所の改築	老朽化により付替え
60	S55.10.1	本丸黒門二の門	本丸入口柵門改修	黒門二の門	開閉の不都合により付替え
61	S55.10.25	二の丸御殿跡	発掘調査	二の丸御殿跡の発掘調査	
62	S57.6.21	二の丸南隅櫓西側	便所増築	身障者トイレ増設	身障者トイレ増設
63	S57.7.16	本丸埋門東側	便所増改築		狭隘かつ老朽化による改築
64	S58.1.4	本丸埋門東側	埋橋観覧券売場改築	埋橋観覧券売場改築	狭隘かつ老朽化による改築
65	S58.6.4	二の丸御殿跡	二の丸土蔵保存修理	二の丸御殿跡整備	
66	S58.8.2	二の丸御殿跡	二の丸御殿跡整備	二の丸御殿跡整備	
67	S58.11.14	二の丸御殿跡	便所移転改築	二の丸御殿跡整備	
68	S59.10.11	二の丸御殿跡	二の丸跡環境整備	二の丸御殿跡整備	
69	S60.3.14	二の丸御殿跡	二の丸御殿跡環境整備事業	二の丸御殿跡整備	
70	S61.7.21	二の丸御殿跡東側	藤棚設置	国際ソロプチミスト松本から寄贈を受けた藤棚の設置	
71	S61.8.18	二の丸南隅櫓付近	公衆電話ボックス改築ほか付帯工事	公衆電話ボックス改築	発掘調査を条件、実施したが櫓の遺構は検出せず
72	S61.9.19	本丸黒門二の門	発掘調査	復元に向けての遺構確認調査	
73	S62.1.9	二の丸御殿跡南側	明治天皇駐蹕碑移設	明治天皇駐蹕碑移設	二の丸御殿跡整備に伴い移設
74	S62.6.17	本丸黒門枳形	黒門照明灯設置	照明灯設置	
75	S62.10.17	本丸	本丸庭園内園路縁石改修	園路縁石の改修	
76	S63.1.14	外堀南側土橋	中央公園正面入口舗装	園路舗装	
77	S63.1.18	本丸黒門枳形	黒門枳形二の門及び袖塀復元	黒門枳形二の門及び袖塀復元	
78	S63.6.16	本丸黒門枳形	発掘調査	二の門復元に伴う遺構確認調査	
79	S63.8.17	北外堀北側	発掘調査	市道改良工事に先立つ遺構確認	
80	H1.10.3	北外堀北側	北外堀北側土壘修景	発掘調査で確認された旧石垣を保護して石積みを設置	
81	H1.10.31	二の丸裏御門橋	二の丸北側橋架替	土橋になっていた裏御門橋を、木橋に復元した	
82	H2.11.29	二の丸太鼓門枳形	発掘調査	太鼓門復元のための礎石等確認調査	第1次調査
83	H3.3.4	北外堀北東隅	歩道隅切	市道改良に伴う歩道隅切	
84	H3.4.30	二の丸太鼓門石垣	発掘調査	礎石以外の遺構確認	第2次調査
85	H3.5.29	本丸黒門枳形内	黒門枳形内整備	黒門枳形内の樹木移植等	

No.	申請日	場 所	行 為 名 称	内 容	備 考
86	H3.5.29	二の丸	発掘調査	400年まつり開催の事前確認調査の実施	
87	H3.8.20	東総堀	発掘調査	深志橋架替に先立つ発掘調査	
88	33.491	北外堀北側土壘	北外濠外側土壘部分発掘調査	道路改良に先立つ発掘調査	
89	H3.12.16	北外堀北側土壘	北外濠外側土壘修景	発掘調査で見つかった旧石垣を保護して石積みを設置	
90	H4.1.17	二の丸太鼓門石垣	二の丸太鼓門石垣修理	太鼓門石垣の補修積み直し	
91	H4.1.21	二の丸太鼓門石垣	二の丸太鼓門石垣改修		
92	H4.3.9	二の丸	樹木移植	400年まつりに向け、会場の樹木を一時的に移植した。	平成6年度に復旧
93	H4.4.30	総堀北東隅	市道1531号線改良	道路改良に伴い、総堀への通路をスロープから木製階段に変更	
94	H4.6.30	北外堀北側土壘	北外濠土壘改修	道路改良に伴う改修	
95	H4.7.29	東総堀	惣堀深志橋架替	市道改良の一環として、総堀に架かる深志橋の改良	
96	H4.9.7	二の丸	東堀導水管新設		
97	H4.10.21	本丸	松本城管理事務所改築	老朽化した管理事務所を同位置で改修設置	
98	H4.10.27	二の丸	国宝松本城400年まつりに伴う仮設物設置	松本城400年まつりの仮設物	
99	H5.9.21	二の丸	仮設物設置	国宝松本城400年まつり仮設物の延長利用(～H6.9.26)	
100	H7.2.16	本丸・二の丸	城址公園案内板設置	本丸・二の丸に史跡説明板設置	
101	H7.2.16	本丸	火災報知設備改修	本丸の自動火災報知設備を改修	
102	H7.11.16	二ノ丸太鼓門	太鼓門等復元工事	太鼓門(一の門・二の門・袖堀)の復元	
103	H8.5.10	外堀～内堀	排水管等敷設替え	外堀～内堀水路を改修	
104	H8.11.1	二の丸南西隅	電柱建替え工事	電柱建替え	
105	H9.7.31		水路改修等		
106	H10.1.30	東外堀東面 市役所前	給水管変更工事	老朽化した給水管の取り換え	
107	H11.1.27	二の丸北西部土壘敷下	暗渠排水工事	暗渠排水工事	
108	H13.2.26	東外堀北東角東面	発掘調査	ケヤキの成育によりき損した石垣の修理工事に伴う発掘調査	
109	H13.9.25	東外堀北東角東面	外堀石垣修復工事	ケヤキの成育によりき損した石垣の修理工事	
110	H13.10.25	東外堀北東角東面	外堀石垣修復工事	同上	
111	H14.4.5	東外堀北東角東面	外堀石垣修復	ケヤキの成育によりき損した石垣の改修工事及びケヤキの伐採	
112	H14.9.17	二の丸御殿跡東側	二の丸土塀跡発掘調査	二の丸土塀発掘調査	
113	H15.1.29		二の丸土塀跡発掘調査	二の丸土塀発掘調査	
114	H15.6.21		二の丸土塀跡・裏御門跡発掘調査	二の丸土塀及び裏御門発掘調査	
115	H15.6.21	東総堀	総堀石垣改修工事	総堀石垣改修工事(市役所東庁舎東側)	
116	H16.5.17	二の丸御殿跡東側	二の丸土塀跡・二の丸東側発掘調査	二の丸土塀跡・二の丸東側発掘調査	
117	H16.11.22	東総堀東側石垣	石垣修復等	総堀東側石垣修復工事	
118	H18.9.25	二の丸内堀	発掘調査	築城時の石垣位置確認のための発掘調査	
119	H20.5.19	二の丸内堀	石垣改修	二の丸内堀(埋橋南)保存整備工事	
120	H20.5.19	西総堀土壘跡	発掘調査	西総堀土壘保存整備工事	
121	H21.4.22	二の丸	園路改修	二の丸園路改修工事	既存クレー舗装撤去、樹脂系舗装
122	H21.4.22	西総堀土壘跡	西総堀土壘史跡整備	西総堀土壘保存整備工事	
123	H21.8.11	南外堀	南外堀底質土調査	底質土サンプル採取	
124	H22.4.23	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣修復及び樹木伐採	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣保存整備工事	
125	H22.4.23	二の丸	園路改修	二の丸園路改修工事	既存クレー舗装撤去、樹脂系舗装
126	H23.4.26	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣改修及び発掘調査	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣保存整備工事	
127	H24.3.13	本丸 埋門南側石垣	発掘調査	埋門南側石垣保存整備事業	包括的許可
128	H24.4.29	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣改修	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣保存整備工事	包括的許可
129	H26.8.21	本丸	地盤調査	天守耐震診断に伴うボーリング調査	